

業務継続計画（BCP）とは

令和3年4月の改正で全サービスの「人員及び運営に関する基準」に業務継続計画の策定等が盛り込まれました。令和6年3月31日までは努力義務ですが、令和6年4月1日から必ず対応しなければなりません。

例) 介護老人福祉施設

指定介護老人福祉施設の人員、設備の運営に関する基準 第24条の2

「指定介護老人福祉施設は、**感染症**や**非常災害**の発生時において、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。」

以下に厚生労働省の「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」より引用し、業務継続計画の概要を説明します。作成にあたっては、後述の厚生労働省の研修資料も必ず確認してください。

① 業務継続計画（BCP）とは

BCP（ビー・シー・ピー）とは Business Continuity Plan の略称で、業務継続計画などと訳されます。

新型コロナウイルス等感染症や大地震などの災害が発生すると、通常どおりに業務を実施することが困難になります。まず業務を中断させないように準備するとともに、中断した場合でも優先業務を実施するため、あらかじめ検討した方策を計画書としてまとめておくことが重要です。

<業務継続計画（BCP）において重要な取組の例>

- ・各担当者をあらかじめ決めておくこと（誰が、いつ、何をするか）
- ・連絡先をあらかじめ整理しておくこと

- ・必要な物資をあらかじめ整理、準備しておくこと
- ・上記を組織で共有すること
- ・定期的に見直し、必要に応じて研修・訓練を行うこと 等

② 介護サービス事業者求められる役割

- ・ **サービスの継続**・・・介護事業者は、入所者・利用者の健康・身体・生命を守るために必要不可欠な責任を担っています。非常災害発生時等にも業務を継続できるよう、事前の準備を入念に進めることが必要です。
- ・ **利用者の安全確保**・・・介護事業者は、体力が弱い高齢者等に対するサービス提供を行います。非常災害等が発生した場合、深刻な人的被害が生じる危険があるため「利用者の安全を確保する」ことが最大の役割です。
- ・ **職員の安全確保**・・・感染症の拡大時や非常災害発生時の業務継続においては、職員の過重労働やメンタルヘルス対応への適切な措置を講じることが、使用者の義務となります。
- ・ **地域への貢献**・・・介護事業者の公共性を鑑みると、事業者がもつ機能を活かして被災時に地域へ貢献することも求められます。

③ 業務継続計画（BCP）作成のポイント

新型コロナウイルス感染症発生時

< 1 > 正確な情報集約と判断ができる体制を構築

→全体の意思決定者・各業務の担当者を決める、関係者の連絡先、連絡フローの整理

< 2 > 感染（疑い）者が発生した場合の対応

→入所者・利用者にサービスを継続的に提供するため、平時からシミュレーションを行う。

< 3 > 職員確保

→施設・事業所内・法人内における職員確保体制の検討、関係団体や自治体への早めの応援依頼

< 4 > 業務の優先順位の整理

→職員の出勤状況に応じて対応できるよう、業務の優先順位の整理

< 5 > 普段からの周知、研修、訓練

→平時からの研修、訓練（シミュレーション）、定期的な見直し

非常災害発生時

< 1 > 正確な情報集約と判断ができる体制を構築

→全体の意思決定者・各業務の担当者を決める、関係者の連絡先・連絡フローの整理

< 2 > 「事前の対策（今何をしておくか）」と「被災時の対策（どう行動するか）」に分けて、同時に準備

→「事前の対策」：設備等の耐震固定・インフラが停止した場合のバックアップ

→「被災時の対策」：利用者と職員の安全確保、建物の被害点検、職員の参集

< 3 > 業務の優先順位の整理

→可能な限り通常通りのサービス提供を行うことを念頭に、職員の出勤状況と被災状況に応じて対応できるよう、業務の優先順位の整理が重要。

< 4 > 普段からの周知・研修・訓練

→災害発生時にも迅速に行動できるよう、関係者への周知、平時からの訓練、定期的な見直しが重要。